

広島地区高等学校体育連盟卓球専門部規約

名 称 本会は、広島地区高等学校体育連盟卓球専門部と称する。

事務所 本会事務所は、広島地区高等学校内におく。

目 的 本会は、卓球を通じ体育の健全なる普及発達を図ることをもって目的とする。

組 織 本会は、この連盟の趣旨に賛同して加入する広島地区高等学校をもって組織する。

役 員 本会に下記の役員をおく。

1. 部長 1 名 2. 委員長 1 名 3. 副委員長 2 名 4. 委員若干名
5. 会計 1 名 6. 会計監査 2 名

役員を選出

1. 部長、委員、会計、会計監査は本会総会において選出する。
2. 委員長、副委員長は委員会において選出する。(内規として総会において決定する。)

役員の任期

1. 本会の役員の任期は 2 年とする。(但し、重任を妨げない)
2. 欠員により補充された役員の任期は、前任の残留期間とする。

役員の任務

1. 部長は本会を代表し会務を統轄する。
2. 委員長は委員会を統轄する。
3. 副委員長は委員長の補佐をする。
4. 委員は本会の会務を執行する。
5. 会計はこの会の会計事務を執行する。
6. 会計監査はこの会の会計事務を監査する。

総 会 総会は下記の事項について審議する。

1. 予算の審議及び、決算の承認
2. 役員を選出
3. 本会の事業に関する事項
4. 規約の改廃
5. その他の必要事項

総会は毎年 1 回 4 月に部長がこれを招集する。尚、必要ある時は、臨時総会を招集することができる。但し、加盟校の 4 分の 1 以上が要求した場合には、臨時総会を招集しなくてはならない。

会 費

1. 男女共学校 10,000 円
2. 男女単一校 6,000 円

尚、会費は各校生徒会予算成立後、ただちに納入するものとする。

本規定は昭和 38 年 4 月 20 日より施行する。1993 年 4 月一部改定する。